

運用リスク管理規程（平成 31 年規程第 15 号）の一部を次のとおり改正する。

年 月 日改正
経営委員会

新	旧
第 1 条～第 4 条（略） （乖離許容幅） 第 5 条（略） 2 ～ 4 （略） 5 <u>為替ヘッジ付き外国債券については、平成 3 1 年度計画を踏まえ、乖離許容幅管理上、外国債券の資産構成割合から控除し、国内債券の資産構成割合に算入する。</u> 第 6 条～第11条（略） 附 則（略）	第 1 条～第 4 条（略） （乖離許容幅） 第 5 条（略） 2 ～ 4 （略） 第 6 条～第11条（略） 附 則（略）

附 則（令和 . . 改正）
この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。